

○厚生労働省告示第二百五十七号

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月十二日）から適用する。

平成二十六年六月十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一 薬事法第五十条第九号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）を次のように改正する。

題名中「第五十条第九号」を「第五十条第十号」に改める。

第二 薬事法第五十条第十二号等の規定に基づき使用の期限を記載しなければならない医薬品等（昭和五十五年厚生省告示第百六十六号）を次のように改正する。

題名中「第五十条第十二号等」を「第五十条第十三号等」に改め、医薬部外品の部中「第二十条第一項第二号」を「第二十条第二項」に改める。

第三 放射性物質の数量等に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第三百九十九号）を次のように改正する。

第一条中「第一条第二項第六号」を「第一条第五項第七号」に改める。

第四 生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）を次のように改正する。

通則の部41中「第50~~条~~7号」を「第50~~条~~8号」に改める。

第五 薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）を次のように改正する。

題名及び本則中「第三十六条の三第一項第一号及び第二号」を「第三十六条の七第一項第一号及び第二号」に改める。

第六 薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品（平成二十年厚生労働省告示第百二十二号）を次のように改正する。

第一号中「薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」を「薬事法第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」に改める。

第七 薬事法第五十条第十一号及び第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び医薬部外品（平成二十一年厚生労働省告示第二十七号）を次のように改正する。

題名及び本則中「第五十条第十一号」を「第五十条第十二号」に改める。

第八 薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）を次のように改正する。

題名中「第二百十条第五号」を「第一条第三項第五号」に改める。

本則中「第二百十条第五号」を「第一条第三項第五号」に、「薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」を「薬事法第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」に改める。

第九 放射性医薬品基準（平成二十五年厚生労働省告示第八十三号）を次のように改正する。

第1の32の項中「第50条第7号」を「第50条第8号」に改める。